

介護教員講習会の実施について

平成13年8月16日 社援発第1430号
厚生労働省社会・援護局長

記

社会福祉基礎構造改革が推進されている中で、介護サービスの中核を担う介護福祉士の資質の一層の向上を図るためには、介護福祉士の養成に携わる教員についてもその資質の向上を図ることが必要である。

このため、介護福祉士養成施設の専任の介護教員については介護教員講習会を受講することとし、今般、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号。以下「指定規則」という。）の一部が改正されるとともに、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第5号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成13年厚生労働省告示第241号。以下「基準告示」という。）及び社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第5号に規定する厚生労働大臣が別に定める者（平成13年厚生労働省告示第242号。以下「免除告示」という。）が制定され、それぞれ平成15年4月1日から施行することとされたところである。

介護教員講習会（以下「講習会」という。）の趣旨及び内容並びに実施に当たっての留意点は下記のとおりであるので、ご了知の上、管下関係機関に周知していただくようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。

1 趣旨

介護教育の内容の充実及び向上並びに介護教員の資質の向上を図り、もって質の高い介護福祉士を養成確保する観点から、介護福祉士養成施設において、社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習、介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習又は介護実習指導を教授する専任教員（以下「受講対象専任教員」という。）は、基準告示に定める基準を満たす講習会の課程を修了した者でなければならないこととしたこと。

2 講習会の内容

- (1) 講習会の内容は、基準告示の別表第1及び別表第2に定めるもの以上であることとし、基準告示において次のとおり定めたこと。

ア 基準告示別表第1関係

分野	教育内容	科目	時間数
専門分野	介護福祉学	介護福祉学	30
	介護教育方法	介護教育方法	30
	学生指導	学生指導・カウンセリング	15
		実習指導方法	15
	介護教育演習	介護過程の展開方法	15
		コミュニケーション技術	15
	研究	研究方法	30
合 計			150以上

イ 基準告示別表第2関係

分野	教育内容	科目	時間数
基礎分野	介護福祉の基盤強化	社会福祉学、生活学、人間関係論、心理学、哲学、倫理学、法学のうちいずれか2科目以上	各30計 60以上
専門基礎分野	教育の基盤	教育学、教育方法、教育心理及び教育評価の4科目	計90以上
合 計			150以上

ただし、講習会を行う者が、別表第2に定める科目について、当該講習会の受講者の申請により、当該受講者が大学、大学院若しくは短期大学その他これに準ずる学校等又は当該講習会以外の講習会において修めた科目その他の科目が別表第2に定める内容と同等以上の内容を有すると認定するための審査を行う場合にあっては、別表第1に定めるもの以上で差し支えないこととしたこと。

このため、別表第1に定める科目のみを開講する講習会が大半を占めることが見込まれることから、受講対象専任教員については、別表第2に定める科目の履修について、放送大学並びに大学及び短期大学等の科目等履修制度を積極的に活用すべきであること。

(2) 基準告示の別表第1に定める科目の教育目標は次のとおりであること。このため、講習会を行う者は、講習会の実施に当たって十分留意すべきであること。

介護福祉学	介護及び関連する学問領域から幅広く、介護と人間生活について学び、介護福祉士の専門性についての理解を深める。
介護教育方法	教育方法の理論を基盤として、介護福祉教育における具体的な教授・学習活動について理解する。
学生指導・カウンセリング	学生指導・カウンセリングの理論や方法について学ぶ。
実習指導方法	介護教育における実習の意義及び実習指導に当たる教員・実習指導者の役割を理解し、効果的な実習指導方法を修得する。
介護過程の展開方法	介護実践のためのアセスメント、計画立案、実施、評価について、演習における具体的な展開方法を学ぶ。
コミュニケーション技術	人間関係におけるコミュニケーション技術について学ぶ。
研究方法	研究の意味を理解し、研究の方法と種類、進め方等を習得する。

3 講習会の実施主体

講習会の実施主体は、法人であって、基準告示に定める基準に適合する講習会を行う者としたこと。

なお、全国社会福祉協議会中央福祉学院においては、平成13年度内に試行的に講習会を実施し、平成14年度から本格的に講習会を実施することとしていること。また、厚生労働省においては、講習会受講者の利便性に配慮し、各地方厚生局の管轄区域において少なくとも1か所以上の講習会が実施されるよう、関係団体等に働きかけることとしていること。

4 講習会の講師

講習会の講師は、大学、大学院若しくは短期大学の教授若しくは助教授又は介護福祉士養成施設において5年以上の教務主任歴を有する者その他これらに準ずる者とするのが望ましいこと。

5 講習会の施設設備

講習会を行う者は、講習会の実施期間中専用に利用できる教室を確保すべきであること。

また、グループワークをするための演習室が確保できることが望ましいこと。

6 講習会の開講期間及び開講パターン

講習会を行う者は、現に就労している受講者についても円滑に講習会を受講することができるよう、開講期間について、夏季休暇、冬季休暇等を活用した集中実施又はいくつかの単位に分割した分割実施を採用し、また、開講パターンについて、平日・昼間の開講に限らず、休日や夜間に開講する等、様々な創意工夫を行うことが望ましいこと。

7 講習会の課程の全部又は一部の免除

(1) 免除告示において、講習会の課程の全部又は一部の履修が免除される者の範囲を次のとおり定めたこと。

対象者	免除の内容
大学、大学院、短期大学等において、基礎分野及び専門基礎分野に係る科目の内容と同等以上の内容を有すると認められる科目を修めた者(免除告示第1号関係)	基礎分野及び専門基礎分野のうち、当該科目の履修を免除
厚生労働省が認定した「看護教員養成講習会」受講修了者(免除告示第2号関係)	基礎分野及び専門基礎分野の履修を免除
全国社会福祉協議会中央福祉学院の「介護福祉士養成施設介護担当教員特別研修課程」受講修了者(免除告示第3号関係)	専門分野のうち、「介護教育方法」の履修を免除
平成15年4月1日以前に大学院において、介護福祉士養成施設において担当する科目に関連する分野に係る博士の学位を授与された者その他の者であって厚生労働大臣が認める者(免除告示第4号関係)	講習会の課程の全部の履修を免除

(2) 免除告示第4号に規定する「厚生労働大臣が認める者」には、「平成15年4月1日において、介護福祉士養成施設における介護に係る科目の専任教員としての教育歴が10年以上になっている者であって、大学、大学院又は短期大学その他これに準ずる学校等において教育研究上の業績があると認められるもの」が含まれること。

なお、講習会の課程の全部の履修が免除される者に該当するかどうか疑義がある場合にあっては、「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」(昭和63年1月14日社庶第3号厚生省社会局長通知)別添2の「介護福祉士等養成施設指導要領」(以下「指導要領」という。)に定める教員に関する調書(以下「教員調書」という。)及び履歴書を添えて、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に書面により照会することが望ましいこと。

8 適用及び経過措置

今般の指定規則の改正等は、平成15年4月1日以降に新たに受講対象専任教員となる者及び同日において現に受講対象専任教員である者に適用することとしたこと。

なお、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に新たに受講対象専任教員となる者及び平成15年4月1日において現に受講対象専任教員である者については、平成20年3月31日までに講習会の課程を修了すればよいこととしたこと。

よって、平成18年4月1日以降に新たに受講対象専任教員となる者については、全部免除に該当する者を除き、あらかじめ講習会の課程を修了することが必要となること。

9 その他

(1) 介護福祉士養成施設を設置しようとする者が設置計画書若しくは指定申請書を提出する場合又は指定介護福祉士養成施設が学則に係る変更承認申請書(定員の増加変更の場合にあっては、変更計画書を含む。)を提出する場合(定員の増加変更以

外の場合にあっては、受講対象専任教員の変更を伴う場合に限る。)においては、指定規則第7条第1項第5号に規定する専任教員課程修了者等である者に係る教員調書に当該者に係る介護教員講習会修了証及び当該介護教員講習会に係る別紙様式1による介護教員講習会概要書を添付しなければならないこと。

(2) 講習会を行う者は、当該講習会が基準告示に適合するかどうか疑義がある場合においては、別紙様式1による介護教員講習会概要書を添えて、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に書面により照会することが適当であること。

(3) 講習会を行う者は、当該講習会の課程を修了した者その他当該講習会の課程においてその一部を修了した者であって、指定規則第7条第1項第5号に規定する専任教員課程修了者等であると認められるものに対し、基準告示に定める様式による介護教員講習会修了証を交付するものであること。

なお、講習会を行う者は、当該講習会の課程の一部のみを修了した者に対し、別紙様式2による介護教員講習会科目履修証明書を交付するものであること。

(4) 講習会を行う者は、基準告示第4号の規定に基づき、当該講習会に係る介護教員講習会修了証を交付した者の氏名、性別、受講開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、これを厚生労働大臣に送付することとされているが、その様式は別紙様式3のとおりであること。

(5) 講習会を行う者は、厚生労働省の教育訓練給付制度を活用する等、受講者の負担軽減に配慮すべきであること。

(以下、略)